

鈴鹿市訓令第 7 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 7 月 1 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程の一部を改正する訓令
鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程（平成 2 7 年鈴鹿市訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
会議の 名称	開催の目的	構成 員数	所管課	会議の 名称	開催の目的	構成 員数	所管課
略	略	略	略	略	略	略	略
国史跡 伊勢国 府跡調 査指導 会議	略	略	略	国史跡 伊勢国 府跡調 査指導 会議	略	略	略
<u>鈴鹿市</u> <u>産業用</u> <u>地開発</u> <u>支援事</u> <u>業検討</u>	<u>鈴鹿市産業用</u> <u>地開発支援事</u> <u>業の指定及び</u> <u>鈴鹿市産業用</u> <u>地開発支援事</u>	<u>13人</u> <u>以内</u>	<u>産業振興</u> <u>部産業政</u> <u>策課</u>				

<u>会議</u>	<u>業補助金の交</u> <u>付に係る意見</u> <u>聴取</u>						
-----------	---	--	--	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。